

# 公益社団法人神奈川県社会福祉士会設立趣意書



社団法人神奈川県社会福祉士会（以下「本会」という。）は、社会福祉士の職能団体として、社会福祉の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護を目的として、1992年に発足しました。この間、事業活動として、①介護・福祉にかかる相談活動、②生活困窮者及び地域定着支援にかかる調査、相談・支援活動。③介護支援専門員養成事業等介護保険対策、④社会福祉士国家試験受験対策講座・模擬試験、⑤スーパーバイザー及び実習指導者養成研修などの研修事業等を活発に展開してきました。

現在、介護保険制度や成年後見制度の施行、社会福祉法制定等社会福祉基礎構造改革の実施などの改革により、利用者本位に基づき個人の選択を重視した制度の確立、質の高い福祉サービスの充実、個人の自立した生活を総合的に支援するための地域福祉の充実等の実現に向け、諸改革が実施されています。

この時にあたり、諸改革が真に充実し、福祉サービスの質が向上するためには、県民に対する情報提供、従事する職員の資質向上や専門的役割の強化が欠かせず、中でも、県民と共に歩む専門職である社会福祉士には、利用者の権利擁護の具体的推進、地域福祉向上のための社会資源のネットワーク化、ケアマネジメントの実施等に対して、果たすべき役割が大きく、期待が寄せられています。

本会は、社会福祉士に向けられたこのような意義を深く認識し、今後の主要な役割を以下のように考え、福祉事業従事者としての側から、地域福祉の充実を推進しようとするものです。

- (1) 県民に対する権利擁護相談活動
- (2) 県民に対する成年後見・後見監督活動（法定後見及び任意後見）
- (3) 県民への社会福祉にかかる情報提供と啓発活動
- (4) 福祉従事者に対する研修への協力支援などによる地域福祉向上へのかかわり
- (5) 福祉サービスの質の向上のための業務評価や苦情処理へのかかわり
- (6) 社会福祉士の資質の向上

このような趣旨のもとに、本会では、近年、介護保険対策や権利擁護活動等の公益的事業分野への取組みを充実させるとともに、会員の拡大、組織整備、運営の透明性の拡大、安定的な財政運営などに努力してきたものであり、本県において社会福祉を推進する公益的な団体としての評価が広く認識されるようになってきました。

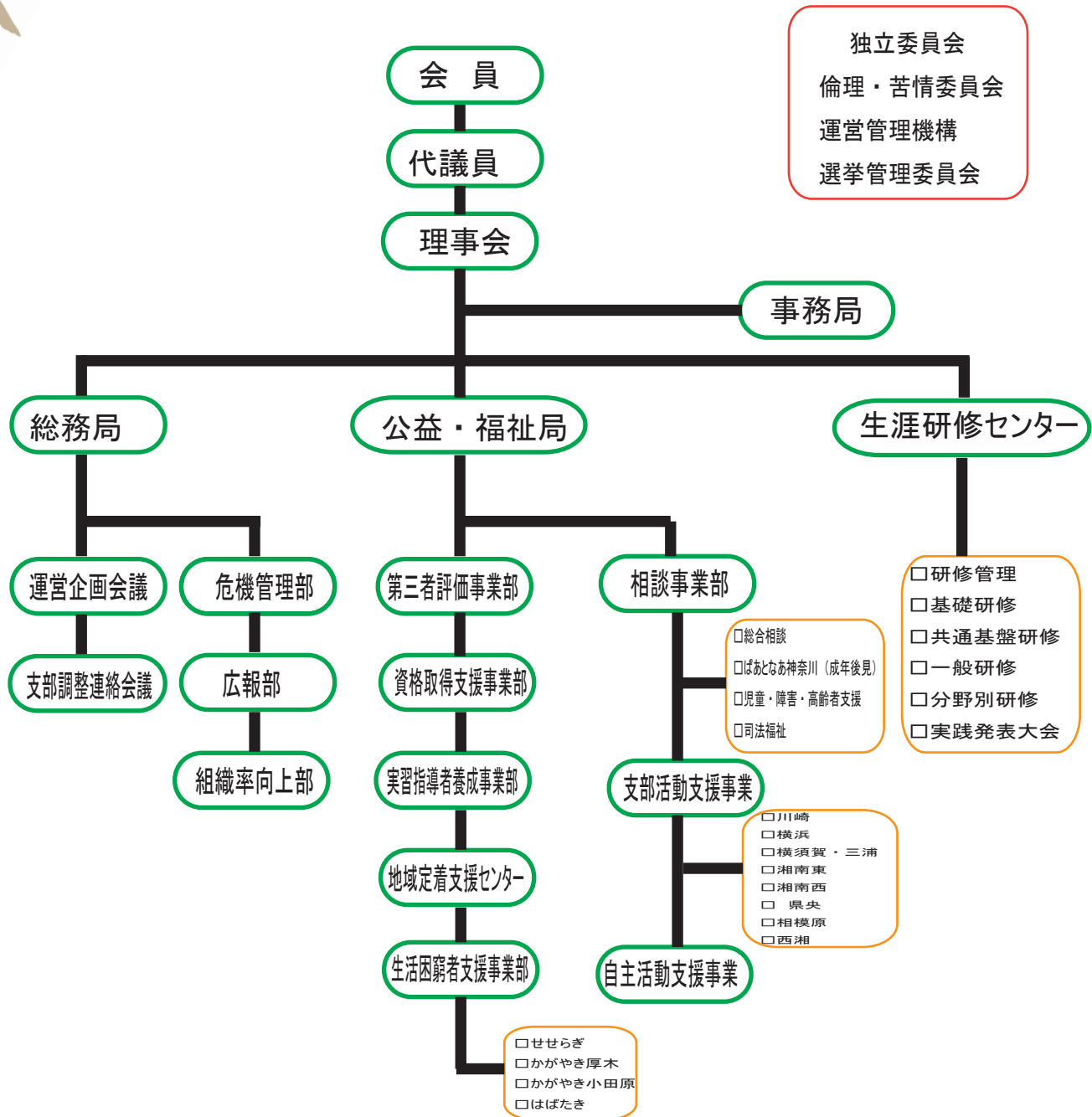
しかしながら、上記の活動を県民に対してさらに積極的に責任をもって展開するために、特に権利擁護や成年後見の活動を県民の信頼感に基づいて普及させ、連携の必要がある関係機関との信頼関係を高めるためにも、社会的に責任をもちうる権利主体としての公益社団法人化を図る必要があります。

よって、ここに、社団法人神奈川県社会福祉士会を発展的に解散し、公益社団法人神奈川県社会福祉士会の設立を期するものです。

2013年4月1日

公益社団法人神奈川県社会福祉士会  
設立代表者 山下 康

# (公社) 神奈川県社会福祉士会 組織図



## <入会のご案内>

### ● 正会員 ●

入会資格：県内在住または在勤の社会福祉士（厚労省に登録済みであること）

入会金：5,000円 年会費：14,000円

※年会費は、年度ごとの納入となります。日本社会福祉士会は、12年度より、社会福祉士個人の組織から47都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織に移行しました。ご自宅または勤務先のある都道府県社会福祉士会への入会となります。

### ● 賛助会員 ●

入会資格：神奈川県社会福祉士会の目的に賛同する個人または法人

個人会費：5,000円（1口） 法人会費：10,000円（1口）

☆正会員・賛助会員としての入会をご希望される方は、本会事務局までご連絡ください。申込書をお送りします。